

# 一般財団法人ヒューマニン財団定款

平成 26 年 6 月 30 日 変 更

# 一般財団法人 ヒューマニン財団 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人ヒューマニン財団と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目的)

第3条 この法人は、すべての命を慈しみ、社会における不条理や差別や障害を取り払い、人と人、人と動物、人と環境、地方と都市、日本と外国が共生し、日本及び国際社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ペット（犬・猫）の生命保護及びQOL（Quality of Life）向上に資する事業
  - (2) ペット（犬・猫）及び補助犬等の社会共生環境の向上に資する事業
  - (3) 高齢者の医療・福祉・社会参加に資する事業
  - (4) 発達障がい者（児）の教育・医療・福祉の向上に資する事業
  - (5) 受刑者等の社会復帰促進に資する事業
  - (6) 外国人留学生・研修生の教育・福祉・就労支援に寄与する事業
  - (7) 動植物を用いた世界平和に寄与する事業
  - (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前各号の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

### (公告)

第5条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第2章 財産及び会計

### (財産の拠出及びその価額)

第6条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次の通りである。

設立者 UMIホールディングス株式会社 現金 金300万円

### (基本財産)

第7条 前条の財産は、第4条の事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

### 第3章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会と評議員会がそれぞれ推薦する。
- 3 評議員は、この法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員の選任及び解任の方法は、評議員会において、議決に加わることできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議において変更することができる。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬)

第12条 評議員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

### 第4章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 評議員の選任・解任並びにその方法の変更
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬額と支給に関する基準

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 評議員会は、定例評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、必要に応じて、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第 16 条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が、開催日の 5 日前までに、会議の日時、場所及び目的を記した書面の通知により招集する。

2 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 17 条 評議員会の議長は、その会議に出席した評議員の互選とする。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

## 第 5 章 理事及び監事

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とし、代表理事を理事長とする。

(役員の選任等)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 第 20 条第 2 項に規定する代表理事は、理事会の決議によって選任する。

3 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）

及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。

（理事の職務及び権限）

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

（監事の職務及び権限）

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第 25 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事が、職務執行の対価として受け取る報酬または費用弁償については、評議員会において定める。

（顧問等）

第 27 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長の諮問に答え、意見を述べることができる。

3 顧問は、無報酬とする。

## 第 6 章 理事会

（構成）

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び顧問の選任及び解任
- (4) その他前各号に関して必要な事項

2 理事会は、この法人の運営に関する重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長が行う。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事が署名人として、記名押印する。

## 第 7 章 会 員

(会員)

第 34 条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める会員規程によるものとする。

## 第 8 章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第 36 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 37 条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

上記は、当会社の定款に相違ありません。

平成 26 年 6 月 30 日

東京都世田谷区南烏山三丁目 2 3 番 7 号  
芦花パークヒル 3-1 F  
一般財団法人ヒューマニティ財団  
代表理事 寺山智雄

